

子どもの読書活動推進計画に見る「読書」概念の分析と比較検証

Analysis and Comparison of the Concept of “Reading” in Promotion Plans for Children’s Reading Activity

米谷優子[†]

MAITANI Yuko

概要: 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定以後、都道府県・市区町村においても、子ども読書活動推進計画が策定されている。今回は、各計画において、計画策定の目的として掲げている「読書」の意義やその内容についての記述を比較検証した。さらに、計画の実施時期、実施内容、実施主体、目標についての記述を検討した結果、読書環境整備に関する具体的目標の記述の少ないことが確認された。

キーワード 子ども読書活動推進計画、「読書」概念

Keyword: Promotion Plans for Children’s Reading Activity, Concept of “Reading”

1. はじめに

「読み書き」は古くから基本的な学習能力、リテラシーとして、その育成が教育現場ではかられてきた。しかし、読み書きの方法は、今日の情報化の進展、そしてそれにとまなう電子情報の流通によって、大きく変化している。

「読む」という活動だけに絞ってみても、本や雑誌・新聞などの印刷資料だけがその対象であったような時代は過ぎて、パソコンや携帯電話のディスプレイに表示される文字情報を「読んで」それを日々の行動の指針に取り入れることがごく当然ようになってきた。文字情報がさまざまな形態で提供されるようになって、「読む」対象が多様化している。印刷された本や雑誌を読む行動も引き続き行われている一方で、電子辞書やゲーム機の画面で提供される文字情報、インターネットを介してパソコンの、また携帯電話のディスプレイに表示される文字を読む機会も増え、小説さえインターネットや携帯電話から画面で「読む」ことも可能になっている。

秋山哲は、情報流通量調査の結果を用いて、人が獲得する情報量を「文字情報」「画像情報」「音声情報」「直視情報量」に分けて、算定し、人の文字情報の処理は決して減少しているわけではない、音声情報や画像情報に比べてきわめて安定的に成長を続けている、とした¹。

しかし、一般的には、テレビやインターネットの影響で「活字離れ」が起きているという印象が多く聞かれる。そしてこれらの声を反映して、「読書」に関して、2001年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。この法律は、国及び地方自治体での読書活動推進計画の策定を義務付けており、これに基づいて、各都道府県及び各市区町村においても、計画が策定され始めている。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」はその法律制定の目的として、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」を掲げている。そして、基本理念として、読書を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないも

[†] 創造都市研究科博士(後期)課程都市情報環境研究領域

の」と定義した。この定義は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でもそのまま取り入れられ、「さまざまな情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などによ」って、「子どもの「読書離れ」が指摘されている」とし、学校読書調査における不読者割合や、OECD調査の結果を添えて、上のように定義される「読書」について「社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要」であるとしている。

本研究は、読書推進を施策としてうたっている各自治体の計画について、推進すべきとされる「読書」の捉え方について比較検証し、その計画実施にあたっての目標、期間、実施主体、評価方法等についての記述もあわせて、検討した。これにより読書活動推進施策の問題点の一端を明らかにしようとするものである。

2. 研究方法

国の基本的計画策定以降2006年12月までに、都道府県ならびに市区町村の各自治体で策定された子ども読書活動推進計画のうち、インターネット並びに郵送依頼等で入手できた、都道府県47、及び市区町村182の合計229の計画を対象として、その記述を調査した。

各自治体の子ども読書活動推進計画から、読書活動の定義・読書活動の対象及び、読書の意義についての記述を抜き出し、概念分析及びその比較検証を行う。次に、各推進計画の実施内容、計画年度終了後の施策の評価方法とそのフィードバック等についての記述を検討した。

3. 研究結果

3.1 「読書活動」の定義と意義

3.1.1 読書活動の内容と対象に関する記述

「読書」の定義を、計画に明確に記述していたのは、都道府県で6、市区町村では1であった。

うち、新潟県では、「子どもの読書活動とは「本を読む」ことはもちろん、「読み聞かせを聴く」

「図書館から本を借りる」「読書後に感想画や感想文を書く」「本から得た知識や情報を活用する」など、子どもが主体的に本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりする活動です。」とした。福岡県は「読書活動とは、読書という本を読む行為と読書に関するさまざまな活動を併せたものをいいます。」とし、香川県、及び香川県庵治町の計画は、「※読書活動・子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たりおはなしを聞いたりすること、読書会や朗読会等に参加すること、また読書感想文の作成、同コンクールに参加することなど、子ども自身が読書にかかわりをもつ活動のこと」と注として挿入している。

何を読むことをもって「読書活動」とするのか、読書の対象としての「本」の種類をあわせて規定しているのは熊本県の計画と宮城県の計画で、熊本県は子ども読書活動推進計画の全体を通して、「本計画でいう本は、小説や物語、伝記、歴史物語、絵本、科学読み物、図鑑のことを指し、マンガ、雑誌、攻略本は含まないものとします」と計画の中での『本』を定義した。宮城県も「この計画では、読書の対象は「書籍」に絞っており、新聞、教科書、学習参考書、マンガ、雑誌や付録を除きます。」と対象を規定した上で、「なお子どもにとっては、自ら本を読むことはもちろん、お話し会・読み聞かせの会など子どもと本に関わる様々な行事に参加することや読書感想文を書くことなども読書活動と捉えています」としている。

ただし、計画でいう『本』を「書籍」に限定し、新聞、マンガ、雑誌などを除く理由は明記されていなかった。²

上記以外の都道府県・市区町村では何をもって読書活動とするのかを明記した例は見あたらなかった。

しかしながら都道府県・市区町村の計画において「本を読むこと」が「読書をすること」と同義に使われている例は多い。「素晴らしい本との出会いにより、子どもたちは、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、そして感性を磨い

ていきます。」(長崎県) 「本を通して子どもたちが学ぶものは、知識を得ることや文字の読みや言葉を理解するなどの能力を磨くということだけでなく、私たちの文化がもっている思考の様式そのものも学んでいます。」(栃木県)、「読書は楽しみのためのものです。子ども一人一人の人格が尊重され、子どもの内的な欲求によって、本へと手が伸ばされるようにしましょう」(高知県)、「活字・印刷・紙によって作られた「本」。そしてその本の扉を開く自発的な行為としての読書。読書には、人が生きていく上で大切な魅力溢れるものが隠されています。」(藤沢市) すなわち、推進すべきとする「読書活動」は、およそ「本を読むこと」と同義であることを前提として述べられている。ただし、その「本」の指す範囲については、先述の熊本県、宮崎県以外では、市区町村計画も含めて、明確に述べたものはなかった。

3.1.2 読書の意義に関する記述

次に、読書の意義についての記述を見てみる。

読書の意義について、国の基本的計画は、法律に従って「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と定義している。

自治体の計画も、この記述に沿ったものが多く、すなわち大半の計画が「言葉を学ぶ」「感性」「表現力」「創造力」「(人生を深く)生きる力」の5つのキーワードに沿って、それらをそのまま或いは多少の変更や付加をくわえて、読書の意義を述べている。「生きる力」は中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」³の定義を用いて「自ら学び、自ら考える力」としたり、「自ら考え、判断し、表現し、行動して解決することができる資質や能力」と記述する例もみられた。

5つのキーワードに付加される語としては、「情操・人間性」「喜び・楽しみ」「国語力」「コミュニケーション」「自己実現」「論理的思考力」「知的好奇心、探究心」「知識や情報を得る」などが挙げられ

る。

また、生涯学習に必要な基礎的リテラシーとしての観点から、「人間にとって最も基礎的な活動の一つであり、生涯にわたる学習活動の基盤となるもの」(愛知県)「生涯学習の基礎」(奈良県)「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身につけていくためにきわめて重要なもの」(岩手県)という記述も見られた。また「これからの時代に求められる国語力について」⁴中での定義を用いて、国語力を構成する「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」を挙げるところもあった。

読書活動推進計画の対象を子どもに限定せず、県民全般に拡大した秋田県は「成人が豊かで充実した人生を送るために、新たな可能性や自己を発見するための学習に読書活動は不可欠」と付け加えている。

一方、市区町村計画の中には、読書の意義については国の基本的計画の引用にのみとどまり、自治体としての独自の記述をしていない計画も見られた。

なお、国の基本的計画では「さまざまな情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などによって、「子どもの「読書離れ」が指摘されている」としている。都道府県・市区町村の計画でもこれに倣って、テレビ、ビデオ、テレビゲーム、携帯電話、インターネットなどで例示される情報メディアの発達・普及と「読書離れ」を併せて述べる記述が多く見られた。

しかし、多くは国の計画とほぼ同じ記述に終始しており、「さまざまな情報メディアの発達・普及」がなぜ、「子どもの「読書離れ」」を起こすのかについての具体的な根拠を示さないままに、用いられているケースが多かった。

3.2 計画の実施時期、推進体制、評価

3.2.1 実施時期

国の基本的計画(2002年8月9日策定)は計画期間を「およそ5年間」としており、2007年度で

最終年度に入ろうとしていると考えられる。

都道府県計画・市区町村計画もともに、多くは計画期間を明記しており、計画期間は3-10年間で開きがあったが、国の計画と同様に5年間程度の期間を設けたものが多かった。3年または5年の期間を設定し、2007年度に最終年度を迎えようとする計画もある。

計画終了年を迎えた時点で、誰によってどのような評価がなされどのようにフィードバックされるのかに注目していきたいところである。

3.2.2 計画の推進体制

計画策定委員会がそのまま、推進委員会になる体制以外は、計画を策定した後に、市・町の「子ども読書活動推進委員会（仮称）を設置する」という記述がみられた。

しかし一方で「具体的な施策を推進するための組織づくりを検討します」、「今後この推進計画を実施していくためには推進会議が必要です。」など、推進体制のあり方についての検討自体がまだこれからというような計画もあった。

また、推進体制についての言及のない計画もあり、推進や評価の主体・体制が明らかになっていないまま計画が策定されているケースの少なくないことがうかがえた。

3.2.3 計画の内容

計画の終了年度に達成すべき具体的な目標が掲げられているかを確認した。計画終了時の達成目標を具体的な数値で提示している都道府県を抽出してみると、都道府県計画では岩手県、宮城県、群馬県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、沖縄県と、47都道府県中15府県(31.9%)であった。

市区町村計画で具体的で明確な目標をあげているのは、恵庭市、花巻市（各年度目標あり）、水沢市、金ヶ崎町、一戸町、仙台市、新宿区、豊橋市、木津町、柏原市、川西町、倉敷市、総社市、高松市、多度津町、宇土市、えびの市、薩摩川内市などで、調査対象182のうち20(10.9%)と、

少数であった。

上記以外の大半の計画は、計画の目標として「整備する」「充実に努める」で終わっており、何をもって計画の目標が達成されたといえるのか明確でない計画が多いといえる。

具体的目標として掲げられた指標は、読書環境整備に関する指標と、結果的に読書活動に表れる指標に分けることができる。

読書環境整備に関する指標では、公立図書館設置率（都道府県）、人的配置（公立図書館の司書、学校図書館の司書教諭・学校司書）、蔵書冊数（公立図書館の一般図書・児童書蔵書数、学校図書館図書整備率・蔵書数、幼稚園保育所の蔵書数）学校図書館環境（冷暖房・図書備品等）などがあつた。また人的活動によって提供される読書環境として、一斉読書実施割合、公立図書館での読み聞かせ等の活動などが挙げられた。また都道府県では域内の市町村の推進計画策定率を指標としたところもあった。

一方、読書活動に結果的に表れる指標として、児童生徒の不読者率、児童生徒の読書冊数、図書館や学校図書館での貸出冊数、図書館の利用登録率などがあつた。

4. 考察

4.1 読書の種類とその推進

読書の意義については実にさまざまな先人によって述べられてきた。また読書をいくつかの種類にわけると、古くから試みられてきている。

エミール・ファゲは「思想の書物」「感情の書物」があつて、その読み方は変えてよいとしている⁵。

また、『本を読む本』を著したアドラーは「思索のための読書」と「情報を得るための読書」に分けた⁶。田中菊雄⁷も「研究のための読書」「修養のための読書」「趣味および娯楽としての読書」に分けている。

また、学校における読書指導の領域でも、「調べ読み」「考え読み」「楽しみ読み」とわかる考

え方がある⁸。

これらに照らして、施策として展開されている「読書活動の推進に関する法律」やその計画を検討してみる。

多くの計画は、国の法律・基本的計画の読書の意義を踏襲して、情操面や人間性の育成といった面を読書活動の意義として求めていた。そして、その推進すべき「読書活動」は、およそ「本を読むこと」と同義であることを前提として述べられていた。その場合の「本」とは、多くの計画では明記されなかったものの、おそらく熊本県、宮城県の計画にあるように、マンガ、雑誌、攻略本、教科書、新聞などではなく、いわゆる読みものや絵本が想定されていると考えられる。すなわち、「教養読書」「思索のための読書」が第一に想定されているといえる。学校の読書指導の領域では、「調べ読み」以外の2つ、即ち「考え読み」及び「楽しみ読み」がそれに該当するだろう。

一方の「情報を得るための読書」は、定義で「雑誌新聞を除く」とするなど、むしろ今回の「読書」の枠からは除外されているようにすら見える。

しかし、現代が「パソコン、携帯電話、いわゆるコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用して、多くの情報を何処からでも自由に検索し瞬時に手に入れるとともに、それを他人に伝えることもいと簡単に行える時代」(狛江市)であることに間違いはなく、実際上の生活場面でも、既にインターネット情報を読むことは切り離せなくなっている。検索の便が飛躍的に向上したインターネットなど電子情報の発達・隆盛はむしろ情報検索や情報提供・利用の面ではプラスが大きい。

この意味からもインターネットの情報を「読む」ことや広く「情報を獲得する」行為について、雑誌や新聞、パンフレットを読むことと同様にインターネットサイトの情報を読むことをも「情報を得るための読書」の一側面と柔軟に捉えることが現代の読書を考える上で必要なのではないのだろうか。

読書活動推進計画策定の背景として、国の計画は「さまざまな情報メディアの発達・普及や子ども

の生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などによって、「子どもの「読書離れ」が指摘されている」としている。国の計画の表現をそのまま用いた自治体の計画の中には、一見、インターネット利用と読書が対立する要素であるかのような表現や、新しいメディアを否定するかのような記述になっているものさえみられる。(長野県「メディアの発達・普及は「子どもの成長に欠くことのできない読書活動」にも影響を与えています。読書の時間の減少は、限られた体験活動を補う1つの機会を減らし、ものの見方が狭くなって、自分の世界に閉じこもったり、日ごろの経験で得られた感じ方、考え方などをはっきりしたものに変えていく貴重な機会を失うことにもつながります。」鳥取県「多様なメディアの普及やあらゆる情報の氾濫は、私たち、特に子どもたちの生活に大きな影響を与えており、私たちは便利さと引き換えに、感性や生きる力を失いつつあるように思われます)このような表現は、「読書」に「情報を得るための読書」の側面を含めることを排除しているようにさえ見える。

1996年の「これからの時代に求められる国語力について」⁹は、「ここでいう読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めたものである」と明記していた。

今回、「読書活動」を推進する法律や計画を策定するにあたり、上のように「読書」の定義を明確にしておく必要があったのではないか。加えて急速に拡大してきた「本や新聞雑誌」以外のメディアを対象とした情報獲得の行為についても、想定し定義しておくことが必要だっただろう。「読書」の定義を明確にせず、「読書」をイメージで捉えたままでそれを推進しようとした結果、計画の内容やその施策全体が曖昧になっている点が指摘される。

次に、計画策定の背景として盛んにあげられている「読書離れ」という言葉についてである。この言葉は、国の計画に倣って、自治体の計画でもさかんに用いられていた。

しかし、この言葉は、1980年刊行の『学校読書調査25年』の中で、既に1964年にオリンピックとそれに伴うテレビの普及のためか不読者が急激に増加したこと、その後のカラーテレビの普及と相関して不読率が上昇していることの指摘に用いられている。「読書離れ」は、最近起こった問題ではなく、既に40年以上も前から問題視されていた現象といえる。

それどころか、21世紀に入って以後の学校読書調査は、逆に、小中高生の読書冊数が上昇傾向にあり、1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の率をあらわす不読者率は減少の傾向にあるとしている。

これでは、なぜ今「読書活動」を法律等を以て推進しようとするのか、「読書離れ」の言葉だけでは明確な理由を示しているとはいえない。

「読書離れ」として問題視されている場合の「読書」は、主として「思索のための読書」であろう。計画はそれを明確に示す必要があったのではないだろうか。

「思索のための読書」に必要なのは、良い読書材と思索のための読書環境と思索する力であり、このうち、読書材を揃え、読む環境を整えることこそ、行政が施策として行うべきことであるといえる。

計画で具体的指標を掲げている都道府県・市区町村が少ないうえに、環境の整備に関する指標になると具体的目標を掲げている自治体はさらに少なかった。この法律・計画の主眼は読書環境の整備であること、読書率の上昇や不読者率の低減など読書活動の活発化は児童生徒の主体的な活動を通して、環境整備の結果として現れるものであることをよく認識した上で、読書環境整備の目標を具体的に定めて、着実な策を施していく必要があるだろう。その際には、読書材と読者、特に子どもとを結びつける「人」に関する施策の重要性も忘れてはならない。

また、すでに一部の読書計画には盛り込まれているが（ただし「読書」の定義が曖昧なために、情報化が読書活動推進計画に盛り込まれる理由がわかりにくいものになっている計画も少なくないこ

とは指摘できる）「情報を得るための読書」にとっては、図書館・学校図書館の情報化は重要なファクターである。情報機器を図書館・学校図書館に準備し、その利用教育についてもきちんとした対応策をとっていくことが必要であろう。

4.2 読書活動推進計画の評価

計画には「いつまでに」「だれが」「何を」「どのように」にするかの要素が必要である。読書活動推進計画では、策定期間は明記されていたものの、推進体制、目標とそのための方策が具体的に明記されていた例は必ずしも多くなかった。施策は列挙するものの、目標が具体的に記述されていない計画が多い。

計画の本来の目的を鑑みれば、図書館の設置率や図書資料の充実など読書環境の整備に関する指標がもっと具体的に提示されるべきであろう。

終了年度が迫っている計画も出てきている。今後その施策をどのように評価し、どのように継続していくのか。地域住民の関心が施策の成否を決めるといえるだろう。

5 まとめ

今回の研究から以下の2点が挙げられる。

一つは、情報化の進展で、「読書」の一部であった「情報を得るための読書」やそのために提供される情報の形態に変化がおきている。読書活動推進を施策としてすすめる以上は、それを踏まえて、情報化やメディアの発達と「読書」概念を対立させるのではなく、「読書」を多面的に捉えて、「情報を得るための読書」にはインターネットの情報を「読む」ことも含めて考えることも必要であること。

二つめは、計画を実効性のあるものにするためには、実施内容・達成目標や推進体制を明らかにすること。

読書が自主的な活動であることから考えても、推進すべきは環境の整備であり、それについての具体的な目標を示すことが必要であること。

また1との関係から、情報読みへの対応を視野に入れて、図書館や学校での情報機器整備や利用教育、メディアリテラシー等についてももっと触れてい

く必要があると思われる。

国の子ども読書活動推進の基本的計画は2007年度が最終年度である。都道府県や市区町村の計画でも終了年度を間近に控えているものがある。計画終了時の、施策推進に関する評価をどのようにして今後につなげていくのか、地域住民としての我々が関心をもってチェックしていくことが必要といえる。

¹ 秋山哲『本と新聞の情報革命—文字メディアの限界と未来』ミネルヴァ書房, 2003

² このことは、梅本も指摘している（「子どもの読書活動推進計画」をめぐって『子どもの同署環境と図書館』日本図書館協会 2006.5）

³ 1996（平成8）年7月19日発表
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm)

⁴ 2004（平成16）年2月 文化審議会答申
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/04020301.htm)

⁵ エミール・フアグ『読書術』中央公論社 2004

⁶ M.J.アドラー, C.V.ドーレン『本を読む本』講談社学術文庫 1997, p19

⁷ 田中菊雄『現代読書法』講談社学術文庫 1987

⁸ 増田信一・朝比奈大作・堀川照代共著『読書指導と利用指導 図書館資料利用論2』放送大学教育振興会 1998

⁹ 前掲3